◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

No.	質問事項	回答
(1)	園庭設計について、遊技場は園内に2歳児以上の園児あたり3.3㎡/1人という条件はあるのでしょうか。	認可基準を満たしていれば、屋外遊戯場を公園などの敷地外に設けることも可能と考えますが、審査においては、屋外遊戯場の状況も含めて事業計画を評価することとなります。なお、認可申請する際に、兵庫県との協議等が必要となりますので事業者として選定されたことをもって認可されるものではないことを申し添えます。
(2)	園庭につきまして、弊社候補物件（既存テナント）で申請する場合、1つは近隣に主基公園がございますので、それを代替とすることは可能でしょうか。もしくは物件の屋上に園庭設定も検討可能のようですがその方法の良いでしょうか。 ご質問何卒ご確認の程よろしくお願いいたします。	
(3)	保育園設計に関して、申請時に設計図が必要ですが、設計管理業者については、助成金申請の際入札あるいは合見積もりの必要はあるのでしょうか。 　また園舎建設の業者選定について、入札あるいは合見積もりの必要があると思いますが、その参入業者の条件等あればご教示ください。	設計に関しては法人の規定に従っていただき、園舎建設の業者選定においては、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠するようお願いします。 ＜伊丹市入札に関する基準・要綱等＞ https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KEIYAKU/KEIYAKU/1383208485372.html
(4)	施設長に関しては保育士資格以外に他の経験年数等の条件はあるのでしょうか。	条件は定めていませんが、審査においては、配置される施設長を評価することとなります。事業者にて、施設を運営するにあたり必要な知識・経験等を十分ご検討ください。
(5)	今回の申請にあたり、事業計画に病児保育事業の実施を計画した場合に追加で補助等があるのか、あるのであれば具体的に資金計画等へも入れ込む必要もございますので金額等もご教示いただきたく存じます。	現在の計画上、病児保育事業の委託先を増やす予定がないため、実施いただく場合の運営費は事業者のご負担となります。